

◇遅延特別加算金に関するQ & A

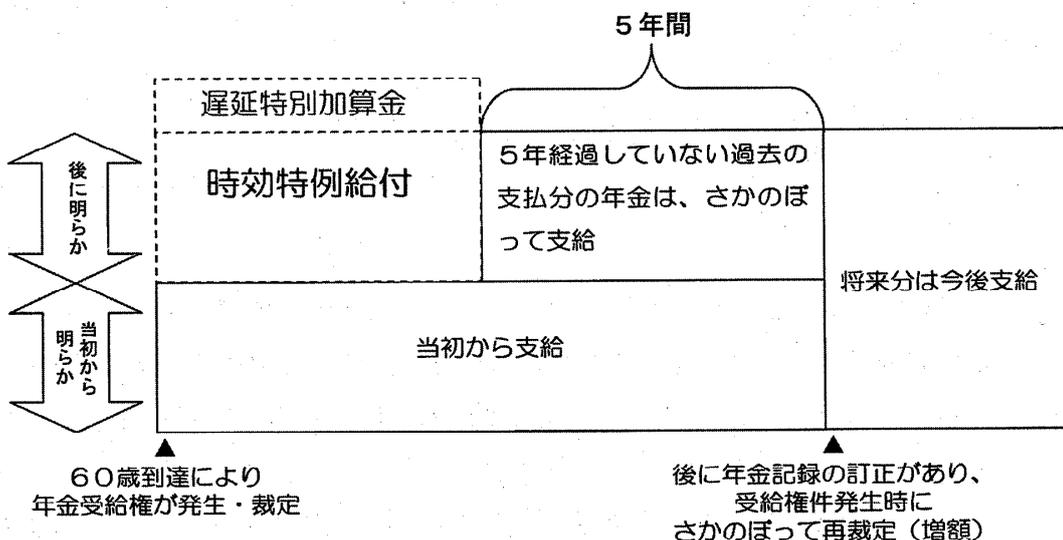
《目次》

(1)遅延特別加算金法の概要を教えてください。(2)遅延特別加算金の対象を教えてください。(3)対象者が既に亡くなっている場合には、その遺族は遅延特別加算金を受けることができますか。(4)遅延特別加算金は支払いのあった年の所得として所得税が課税されるのですか。(5)遅延特別加算金は、請求手続きが必要ですか。(6)遅延特別加算金の手続き方法を教えてください。(7)年金事務所における請求書の事務処理方法を教えてください。(8)「遅延特別加算金支払決定通知書」が届きましたが、金額の算出はどのようにするのですか。(9)「加算率」はどのように計算されていますか。

(1) 遅延特別加算金法の概要を教えてください。

(回答)

遅延特別加算金は、年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で年金給付を受ける権利に係る裁定（再裁定）が行われた場合において、本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付（時効特例給付）の額について、その現在価値に見合う額になるようにするために支払うものです。



(2) 遅延特別加算金の対象を教えてください。

(回答)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（時効特例法）に基づく時効特例給付が対象となります。

(3) 対象者が既に亡くなっている場合には、その遺族は遅延特別加算金を受けることができますか。

(回答)

対象者が既に亡くなっている場合は、その者の未支給の年金を請求できる方についても遅延特別加算金の支払いが行われることとなります。

未支給の遅延特別加算金を請求できるのは、対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（優先順位の高い順）であり、対象者の遺族がこれに該当すれば、その者の名で未支給となっている遅延特別加算金を受けることができます。

また、本来の未支給年金とは別に、対象者の死亡が遅延特別加算金の請求前か後かで、未支給の遅延特別加算金を請求できる遺族の範囲が定められています。詳しくは別紙1をご確認ください。

(4) 遅延特別加算金は、支払のあった年の所得として所得税が課税されるのですか。

(回答)

遅延特別加算金の支払額に対しては、法第5条の規定により、租税その他公課はかかりません。

(5) 遅延特別加算金は、請求手続きが必要ですか。

(回答)

遅延特別加算金の支給については、その時効特例給付の支払時期に応じて、請求が必要な方と必要のない方がおられます。具体的には以下の通りです。

- ① 平成21年5月1日（遅延特別加算金法公布日）より前に時効特例給付が支払われた方については、ご本人様の請求に基づき、請求書が日本年金機構に届いてからおおむね3か月程度で、遅延特別加算金を本来の年金に加え支払うこととしています。
- ② 平成21年5月1日から平成22年4月29日までに時効特例給付が支払われた方については、請求があったこととみなし、基本的に平成22年6月1

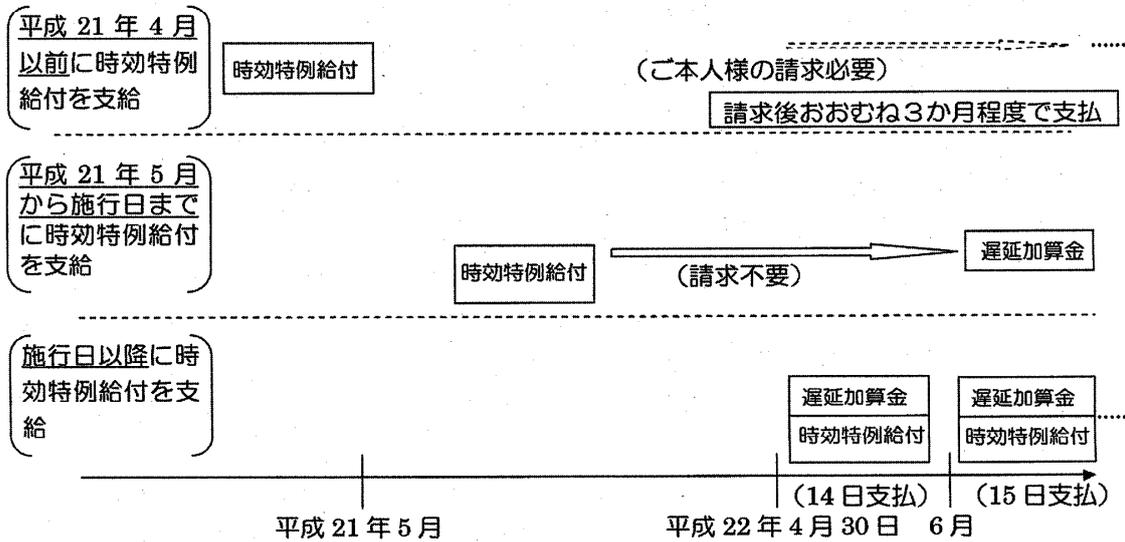
5日（※）に遅延特別加算金を本来の年金に加え支払うこととしています。

（法律の規定により、ご本人様の請求は不要です。）

※年金担保貸付融資を利用されている方や差止等により支払抑止中の方などは、平成22年7月期以降の支払いとなります。

③ 平成22年4月30日以降に時効特例給付が支払われる方については、時効特例給付にあわせて遅延特別加算金を同時に支払います。

④ 遅延特別加算金の対象となる方がお亡くなりになられている場合は、ご遺族からの請求に基づき、請求書が日本年金機構に届いてからおおむね3か月程度で、遅延特別加算金を支払うこととしています。



(6) 遅延特別加算金の手続き方法を教えてください。

(回答)

遅延特別加算金を請求するときは、「遅延特別加算金請求書」に必要事項を記入し、当該者の住所地を管轄する年金事務所に提出してください。

また、遅延特別加算金の対象となる方が死亡している場合は、死亡の当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（優先順位の高い順）が「遅延特別加算金請求書（未支給用）」に必要事項を記入し、必要な書類

を添付の上（※）当該者の住所地を管轄する年金事務所に提出してください。

なお、現存者の方につきましては、平成22年10月開始を目途にターンアラウンド方式による請求のお知らせを送付する予定です。（送付対象者について詳細を検討中。）この場合、請求書の提出先は日本年金機構本部といたします。

※添付書類については、請求する方が過去に当該者の未支給年金（時効特例給付分を含む）を受給されていた場合には省略できます。

（7）年金事務所における請求書の事務処理方法を教えてください。

（回答）

事務処理の流れは次のとおりです。

- ① 年金事務所において、請求書を受付し、管轄の事務センターへ進達。
- ② 事務センターにおいて、要件の確認及び請求書の点検を行い、日本年金機構本部に進達。なお、請求書が請求者の住所地以外の地域を管轄する事務センターに進達されたときは、請求者の住所地を管轄する事務センターに回送。
- ③ 日本年金機構本部において決定処理後、遅延特別加算金をお支払いする方には、「遅延特別加算金支払決定通知書」を送付する。また、遅延特別加算金の計算結果が0円であったり、時効特例給付等の支払がない場合は、「遅延特別加算金不支給決定通知書」を送付する。

※ なお、本年施行日以降に時効特例給付と同時に遅延特別加算金を支払う場合で、遅延特別加算金の計算結果が0円だった場合は、「遅延特別加算金支給決定通知書」は送付しません。

（8）「遅延特別加算金支払決定通知書」が届きましたが、金額の算出はどのようにするのですか。

（回答）

「遅延特別加算金支払決定通知書」（別紙2）の[遅延特別加算金額計算のための基礎数値等]に記載されている「※加算率」に「金額」を乗じたものが遅延特別加算金の決定金額となります。

ただしこの金額は、年金の種類毎に計算されているため、端数が合わない場合がありますのでご注意ください。

具体的な計算方法は、別紙3「遅延特別加算金の計算方法」をご確認ください。

（9）「加算率」はどのように計算されていますか。

（回答）

時効特例給付の対象期間における各年度の累積物価上昇率（別紙...）の和を、時効特例給付の該当年数で除したものとします。

別表

累積物価上昇率一覧

H22.4現在

年度	累積物価上昇率			
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
S15 1940	729.752	729.752	739.982	739.982
S16 1941	614.111	614.111	622.723	622.723
S17 1942	600.282	600.282	608.700	608.700
S18 1943	574.940	574.940	583.003	583.003
S19 1944	537.262	537.262	544.798	544.798
S20 1945	473.240	473.240	479.879	479.879
S21 1946	417.940	417.940	423.805	423.805
S22 1947	44.101	44.101	44.732	44.732
S23 1948	19.134	19.134	19.416	19.416
S24 1949	10.020	10.020	10.175	10.175
S25 1950	7.349	7.349	7.466	7.466
S26 1951	7.349	7.349	7.466	7.466
S27 1952	6.172	6.172	6.273	6.273
S28 1953	5.831	5.831	5.927	5.927
S29 1954	5.414	5.414	5.504	5.504
S30 1955	5.023	5.023	5.107	5.107
S31 1956	5.023	5.023	5.107	5.107
S32 1957	5.005	5.005	5.089	5.089
S33 1958	4.824	4.824	4.906	4.906
S34 1959	4.824	4.824	4.906	4.906
S35 1960	4.766	4.766	4.847	4.847
S36 1961	4.566	4.566	4.644	4.644
S37 1962	4.286	4.286	4.360	4.360
S38 1963	3.949	3.949	4.019	4.019
S39 1964	3.600	3.600	3.664	3.664
S40 1965	3.427	3.427	3.489	3.489
S41 1966	3.153	3.153	3.211	3.211
S42 1967	2.951	2.951	3.007	3.007
S43 1968	2.799	2.799	2.853	2.853
S44 1969	2.608	2.608	2.659	2.659
S45 1970	2.430	2.430	2.478	2.478
S46 1971	2.185	2.185	2.229	2.229
S47 1972	1.996	1.996	2.038	2.038
S48 1973	1.856	1.856	1.896	1.896
S49 1974	1.557	1.557	1.593	1.593
S50 1975	1.075	1.075	1.104	1.104
S51 1976	0.858	0.858	0.884	0.884
S52 1977	0.698	0.698	0.722	0.722
S53 1978	0.571	0.571	0.593	0.593
S54 1979	0.508	0.508	0.529	0.529
S55 1980	0.454	0.454	0.474	0.474
S56 1981	0.350	0.350	0.369	0.369
S57 1982	0.287	0.287	0.305	0.305
S58 1983	0.252	0.252	0.269	0.269
S59 1984	0.229	0.229	0.246	0.246
S60 1985	0.201	0.201	0.218	0.218
S61 1986	0.177	0.177	0.194	0.194
S62 1987	0.170	0.170	0.187	0.187
S63 1988	0.169	0.169	0.186	0.186
H01 1989	0.161	0.161	0.177	0.177
H02 1990	0.135	0.135	0.151	0.151
H03 1991	0.101	0.101	0.116	0.116
H04 1992	0.066	0.066	0.081	0.081
H05 1993	0.049	0.049	0.064	0.064
H06 1994	0.035	0.035	0.050	0.050
H07 1995	0.028	0.028	0.043	0.043
H08 1996	0.028	0.028	0.043	0.043
H09 1997	0.027	0.027	0.042	0.042
H10 1998	0.009	0.009	0.023	0.023
H11 1999	0.003	0.003	0.017	0.017
H12 2000	0.003	0.003	0.017	0.017
H13 2001	0.003	0.003	0.017	0.017
H14 2002	0.003	0.003	0.017	0.017
H15 2003	0.003	0.003	0.017	0.017
H16 2004	0.003	0.003	0.017	0.017
H17 2005	0.003	0.003	0.017	0.017
H18 2006	0.000	0.003	0.017	0.017
H19 2007	0.000	0.000	0.014	0.014
H20 2008		0.000	0.000	0.014
H21 2009			0.000	0.000
H22 2010				0.000